



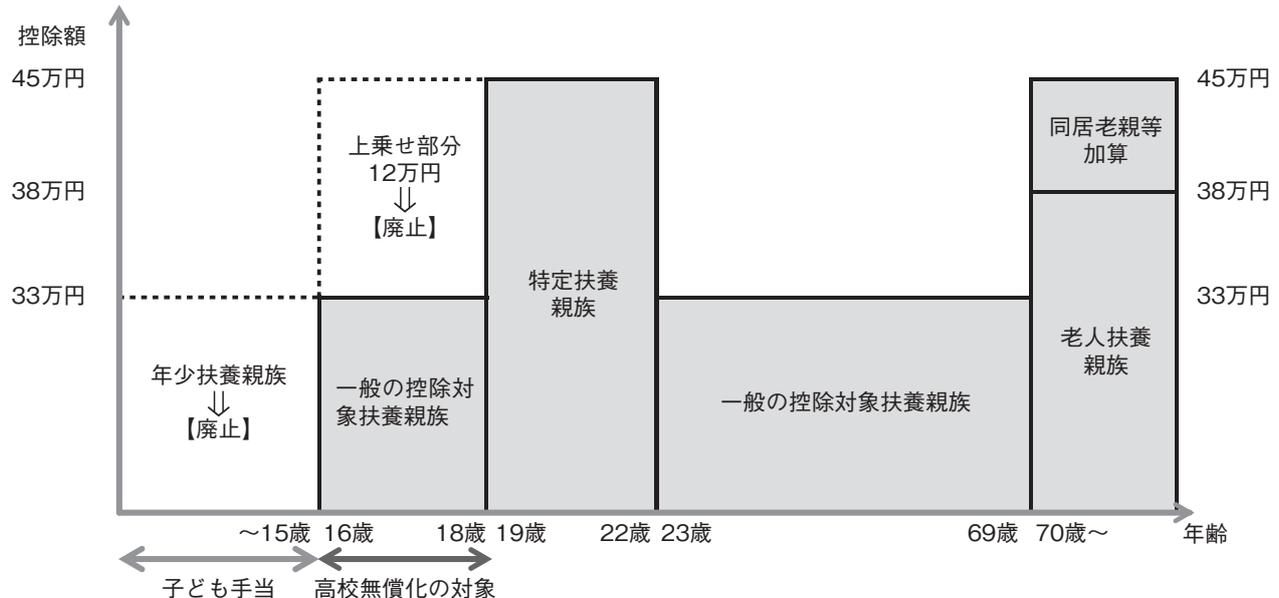
平成24年度から適用される 主な個人住民税の税制改正について

扶養控除の見直し

年少扶養親族(年齢16歳未満の者)に係る扶養控除が廃止されます。

- ①町県民税の課税・非課税の判定に際しては年少扶養親族の人数が必要となるため給与支払報告書や申告書には年少扶養親族についてそれぞれ記載することになります。
- ②特定(年齢16歳以上23歳未満)扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ分12万円を廃止し扶養控除額33万円とされます。これに伴い特定扶養親族の範囲は、年齢19歳以上23歳未満となります。

◎改正後の配偶者控除、扶養控除



同居特別障害者加算の創設

年少扶養控除の廃止に伴い、控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合には、配偶者控除又は扶養控除の金額に23万円を加算する措置が、特別障害者控除30万円に23万を加算する措置に改められます。障害者控除の合計は、従前と変わりません。

◎改正後の障害者控除

区分			平成23年度以前	平成24年度以降
本人	障害者		260,000円	260,000円
	特別障害者		300,000円	300,000円
控除対象配偶者又は扶養親族	障害者		260,000円	260,000円
	特別障害者	同居	300,000円	530,000円
		同居以外		300,000円

☆公的年金所得者の確定申告の簡素化について

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

しかし、住民税は、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要がない場合であっても申告は必要です。生命保険料控除、年金特別徴収以外の納付方法による社会保険料控除、医療費控除等がある場合には申告をしてください。

また、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者の方は申告をしてください。

電子申告(eLTAX)について

町では、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用して個人住民税の給与支払報告書、法人町民税の申告書、固定資産税(償却資産)の申告等の手続きを行っています。ご利用については、eLTAXホームページをご覧ください。



イメージキャラクター：エルレンジャー

問い合わせ 税務課

☎ 893-1118